事務連絡

令和５年９月１１日

指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所　　管理者　様

地域密着型サービス事業所

あま市福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議及び運営推進会議等の臨時的取扱いの期日について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和２年３月２４日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議及び運営推進会議等の取扱いについて」にて「サービス担当者会議」、「モニタリング」、「運営推進会議」については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から臨時的な取扱いをお示ししているところです。

　今回令和５年５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になったことにともない「当面の間」の期日を下記のとおりとします。

　期日以降で感染症等により「サービス担当者会議」、「モニタリング」、「運営推進会議」の実施が困難な事例がありましたら高齢福祉課まで相談いただくようお願いいたします。

記

当面の間：令和５年９月３０日（土）まで

問い合わせ先

あま市高齢福祉課介護保険係

住所：あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話：０５２－４４４－３１４１